

令和5年11月6日

〒861-0056

受取人 熊本県山鹿市平山4121-4

有限責任事業組合

熊本防災災害まちづくり機構 御中

差出人 内閣総理大臣認定適格消費者団体

NPO法人 消費者支援ネットくまもと

理事長 青山定聖 (弁護士)

〒862-0941

熊本市中央区出水2-5-8

水前寺パークマンション2-205号

TEL 096-356-3110

FAX 096-356-3119

Email: shien\_net\_

kumamoto@circus.

ocn.ne.jp

(本件に関するお問い合わせ先)

〒860-0012

熊本市中央区紺屋今町2番1号

Wビルディング紺屋今町2-5階

津留山村法律事務所

電話 096-312-8511

FAX 096-312-8512

弁護士 原 彰宏




E-mail : aki-hara@

mvd.biglobe.

ne.jp

消費者契約法 4 1 条 1 項に基づく事前請求  
書

当法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、研究者、司法書士及び弁護士らで構成し、平成 26 年 12 月 17 日に消費者契約法 13 条の内閣総理大臣の認定を受け、平成 29 年 12 月 12 日に認定の更新を受けた適格消費者団体です。



当法人は、貴組合に対し、消費者契約法 4 1 条 1 項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴組合に到達すべき時期から 1 週間を経過した後は、消費者契約法 12 条の定める差止請求に係る訴えを提起することができません。）。

本差止請求に対する貴組合の対応を、本書到達後 1 週間以内に、書面をもって当法人にご連絡ください。回答の有無及び内容は公表することはありません。

第 1 請求の要旨

1 不当条項について

当法人は、貴組合に対し、消費者と契約を締結するに際し、下記の内容を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書用紙を破棄すること及びこれらを貴組合内及び貴組合の従業員に対し周知徹底させる措置をとることを請求する。

記

代理店契約につき、消費者が契約解除又は除名となった場合に、消費者が被告（貴組合のことです。以下同じ。）に支払った権利金を被告が返還しない条項

2 不当勧誘について

被告は、消費者に対し、代理店契約の締結について勧誘するに際し、下記の勧誘行為をしてはならない。

記

当該消費者に対し、当該消費者がそのままでは先祖の因縁を断ち切ることができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、先



祖の因縁を断ち切るためには、家系図を作成した上で当該代理店契約を締結し権利金を被告らに支払うことが必要不可欠である旨を告げる勧誘

## 第2 紛争の要点

### 1 不当条項について（請求の要旨1）


#### （1）被告の代理店契約の条項

ア 被告の代理店契約につき、第6条に「乙（消費者）は甲（被告）に対して、ありえん代理店業務を行う権利金として、金3,000,000円を甲の指定する口座に振り込んで支払う。この契約金は、乙が契約解除及び除名となった場合においても返還しない」との定めがあり、当該条項は、権利金が保証金の性質をもつと解されるところ、消費者からの解約又は被告からの除名の場合にも権利金全額相当額は一切返還しない旨を定めるものと理解される。

しかし、被告が徴収する権利金は、1口300万円にも及ぶものであり、このような代金設定になっているにもかかわらず、中途解約、解除の事由や



時期を問わずに、一律に1口300万円もの権利金を一括して支払わなくてはならないという内容は、消費者が契約から離脱（中途解約、除名）する場合に消費者に著しく重い違約金、損害賠償を負担させるものである。また、権利金を返還しない旨の契約条項となっていることは、契約勧誘、締結に際して、消費者に対し明示的に説明されておらず、消費者はこれらの条件を認識しないまま契約し、不意打ち的に負担を負わされている。



民法545条1項及び同2項は、当事者の一方が解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負い、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付して返還しなければならないと定めるところ、貴組合の契約条項によれば、権利金を返還しなくてよく、貴組合が権利金をそのまま取得することになり、民法に比して消費者に一方的に不利益な条項となっている。

これらの事情を総合的に考慮すると、当該条項は、任意規定の適用によ

る場合に比べ消費者の権利を制限し、義務を加重するものであって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に照らして無効である。

イ また、消費者契約において、消費者契約の解除に伴う損害賠償ないし違約金を定める場合に、解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的損害の額を超えるものについては、その超える部分について無効とされているところ（消費者契約法9条1号（現9条1項1号））、本契約条項は、解除の事由や時期等に関わらず、300万円全額を被告が取得できることとなっている、すなわち消費者が支払うものとなっている。

したがって、本契約条項は、消費者契約法9条1号（現9条1項1号）に照らし、平均的損害を超える部分について無効である。

(2) よって、貴組合に対し、消費者と契約を締結するに際し上記の内容を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意

思表示を行わないことを求める。また、併せて、同内容が記載された契約書用紙、契約条項用紙を破棄すること及びこれらを貴組合の従業員に対して周知徹底させる措置をとることを求める。

2 不当勧誘行為について(請求の要旨2)

(1) 被告は、後述の勧誘行為をして、被告人において消費者の家系図を作成する契約を勧誘し、本件代理店契約の締結を勧誘している。

(2) 勧誘行為

被告は、家族や自身のことで健康上等の悩みを持っている消費者に対し「(自身や身内に不幸が起こるのは)先祖供養が出来ていないからだ。」「自分(被告の代表者であると称している谷陽一郎様)は神に近い人間であり、先祖供養が出来る。」「先祖が今でも苦しんでいる。この因縁を取り払うためにはどの先祖の因縁がたたっているのか調べるため家系図作成をしなくてはならない。そして世のため人のためになる事業の代理店契約をして徳積みをすれば先祖が因縁から解放される。」等と勧誘



をしている。

しかし、家系図を作成し、代理店契約をして権利金300万円を振り込むことによってなぜ先祖の因縁が解消できるのか、そもそも先祖の因縁とは何かが合理的に実証されているとはいえない。また、かかる勧誘は消費者自身や家族の健康について不安を抱いていることに乗じて、当該不利益を回避するためには家系図作成や代理店契約及び権利金の支払が不可欠である旨告げている。

したがって、「家系図を作成すること並びに代理店契約を締結することで先祖の因縁が取り払える」と告げていることは、「当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告





げること」(消費者契約法4条3項8号)にあたり、適格消費者団体による差止請求の対象になる(消費者契約法12条2項)。

(3) よって、貴組合が契約を勧誘するにあたり、上記第1請求の要旨2記載の行為を行わないよう求める。また、併せて、同行為を容認ないし推奨する内容が記載された文書、函面、電磁的記録を破棄すること及びこれらを貴組合内及び従業員に対し周知徹底させる措置をとることを求める。



3 まとめ

以上のとおりであるので、請求の要旨のとおりに請求する。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

熊本地方裁判所

以上